

中学生の「税についての作文」

11月10日(土)、玉名市の白鷺荘別館で、中学生の「税についての作文」の表彰式が開催されました。今年度は、荒尾・玉名地域から2、765点の応募があり、和水町からは5点の入賞と学校表彰として三加和中が受賞されました。広報なごみでは、2ヶ月にわたり入賞された作品を紹介していきますが、今回は先月に引き続き2作品を紹介いたします。

和水町長賞



三加和中学校2年
瀨上 雅史 さん

「税を身近に感じて」

最近、日本は梅雨に入り、ぼくたちの住んでいる熊本も大きな被害を受けています。ぼくの祖母は、ぼくが生まれてまもないころに大雨で、祖母の家の近くの川があふれだして床下浸水になり、祖母の腰の所まで水がきたという話を母から聞いた翌年から、大雨が降ると、とても心配でなりません。休日、母と買い物に行こうとすると、近所の公民館の道が土砂崩れしているのを見ました。ぼくは、母に「うわあ土砂崩れしてるね。誰か直すんだろかね。」と、話しながら買い物に行きました。数時間後、買い物を終えてぼくたちが通ると、どしゃぶりの中、五・六人の方が、崩れた土砂を直そうと話合っているのです。夜、父が帰ってきて、夕飯の時にぼくは父に聞きました。「公民館のまわりが土砂崩れしよったの見たあ。どがんなっとった。」すると父は、「もうきれいななっとったよ。」

と言いました。ぼくはその時に土砂崩れて一日もしないうちに元どおりに直すってすごいと思いました。父からあれは税で直しているという話を聞きました。ぼくの父は土木建築家です。父は、会社で総合病院をつくった次の日に大雨が、降りました。すると、父はケータイを持ってきて、社員に連絡をしました。ぼくが父に、「なんで急ぎよると。明日でいいんじゃない。」と聞くと、「税でつくったんだからムダにしたくない。」と言って、現場に向ってました。母が、「あんたたちの学費も税だから少しでもムダにしたくないとお父さんは思っているよ。」そういわれて、ぼくは税の仕組みって難しいんだなあと思いました。

先日、租税教室がありました。税務署の方の話によると、日本は、とても多額の借金をしているのを知りました。だから父は、税を大切につかっているんだなあと思いました。税は、いろんな道に使われていて、ぼくたちが学校で勉強するための道具や教科書も税でまかなわれていることや、ぼくたちの健康のためにつかわれていたり、消防隊や警察の出動費にも使われているのを知り、税についてもっと知りたくまりました。これからは、ぼくたちが背負っていく日本の未来を良くするためにも、税について、もっと知り、税金を大切にしていきたいです。

和水町教育長賞



三加和中学校3年
井島 彩花 さん

税金を納める理由

「私たちが生活していく上で一番大切なものは何か。」と聞かれて、みなさんは何と答えるだろうか。今の私なら、何の迷いもなく「税金」と答えるだろう。

税金についてはまだ何の知識もなかったころ、私はとても税金が嫌だった。理由は、文具や雑貨などを買う時に必ず税込みと書いてあったからだ。私は何に税金が使われているのかまったくと言っていいほどわからなかった。でも、中学生になり三年間税金について勉強したおかげで、税金がどこでどのように使われているかや、税金の大きさなどが少しずつわかってきた。

例えば、今私たちに一番必要な教育費だ。小・中・高とあわせてとてもたくさんのお金を一人一人が使っている。今そのお金を負担しているのは国だ。でも、そのお金を

国が負担しなくなり、自分たちで負担しないといけなくなったら、お金がたりなくなり、学校に行けなくなってしまう人がたくさん出てくるだろう。それに、子供のころから家の仕事を手伝ったり、働きにでていかななくてはならなくなる人も少なくはないと思う。他にも、税金がなくなったら、道路や信号、公園など、私たちが生活していく上で普通に使っていたものから、子供たちが楽しく遊べる公施設などまでもが、有料になってしまいかもしれない。それに加えて、火災や事故がおきてしまった時に助けられる、消防車や救急車もお金を払わなければ来てくれなくなったりするだろうし、私たちが健康で快適な生活ができるよう家庭や企業から出るゴミを処理してくれるゴミ収集車もお金を払わなければきてくれなくなるだろう。そうならないと、火災や事故を放っておく人や、家庭や企業からでたゴミを道に捨てる人がでてくると思う。結果的に私たちは、豊かで快適な生活がおくれなくなってしまうだろう。

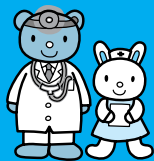
そうならないためにも、ぜひ税金を納めていかなければいけないと思う。税金を納めていかなければいけないし、納めなければいけないし、なによりも、日本に暮らしている義務として、税金はちゃんと納めていかなければならないと思う。

そしてこれからの日本の課題は、「税をムダに使わないで、今、日本が背負っている借金を減らしていくために私たちができることを探す。」

「税をムダに使わないで、今、日本が背負っている借金を減らしていくために私たちができることを探す。」

医療

和水町立病院
総務課の
紹介です



和水町立病院
☎0968・86・3105

Health

ADVICE

和水町立病院総務課（医事係）紹介

町立病院医事係では、主に外来受付、会計業務を8人（内2人はパート）で行っております。その他、電話交換、救急外来、レセプト点検、生活保護医療、乳幼児医療、交通事故医療、予防接種、労災に関する業務も行っております。



町立病院受付

●診察時間

月～金曜	受付	午前8：30～午前11：30	診察	午前9：00～
	受付	午後1：00～午後4：30	診察	午後2：00～
土曜	受付	午前8：30～午前11：00	診察	午後0：30まで

（面会時間は平日、休日とも午前9：00～午後8：00）

※緊急に備え診察時間外でも、宿直当番医師が待機しています。

※月の初めや保険の変更時は必ず保険証をご持参下さい。

（保険証が確認できない場合は全額自己負担をお願いする場合があります。）

曜日別の診察について（○は上記診察時間）

	月	火	水	木	金	土
外科	○	○	○	○	○	午前中
内科	○	○	○	○	○	午前中
整形		午後～		○		
脳外科	火曜日（月2回）金曜日（毎週）のいずれも午前中のみ（変更もあり）					
小児科	毎週木曜日（午前は予防接種、午後は健診）要予約					

交通事故等で受診される場合（第三者がいる時）

受付で交通事故での受診であるという事を伝えて下さい。加入されている任意保険か若しくは自賠責の方に連絡を取っていただき、町立病院で診察を受ける旨を伝えてください。一般的に双方の保険会社間で協議を行ってもらうケースが多いようです。

なお、医療保険を使用の場合は、被害届を加入の保険（国保は役場）に提出する必要があります。

犬に咬まれた場合

飼い主側の一方的な過失の場合（放し飼い等）は、全額飼い主の負担となります。この場合は医療保険を使うこともできますが、保険使用の場合は、被害者が加入の保険（国保は役場）へ被害届を提出する必要があります。（最終的には飼い主が、保険者支払分も後で払うことになります。）それとは逆に、被害者側の一方的な過失の場合は通常の医療保険が使用できます。

なお、色々のケースが考えられますので、受診の際は医事係にお尋ねください。